

圓光大師



265
740

特45
504

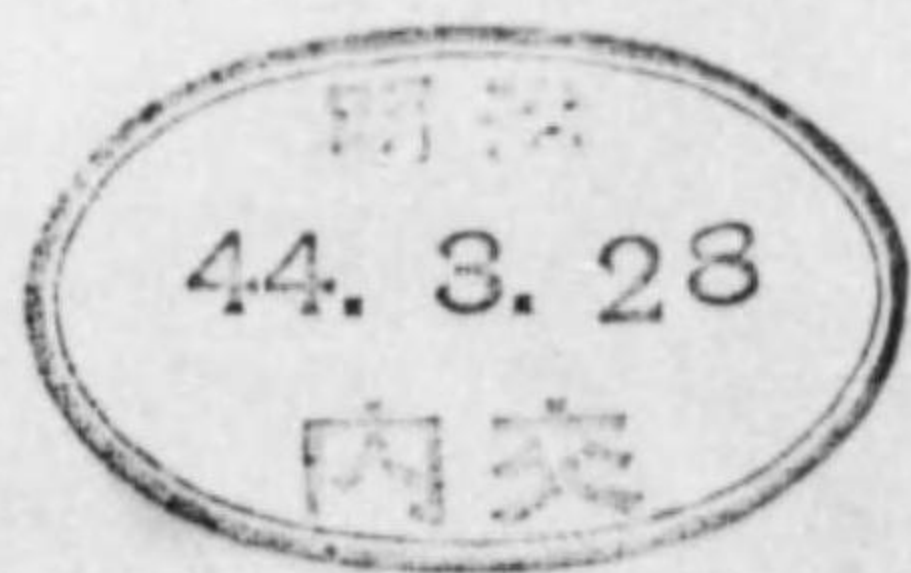


圓

光

大

師



明

44. 3. 28

內交



影 御
(寶國)筆信隆原藤



圓光大師誕生圖

圓 光 大 師

中 嶋 觀 琇 述

第 一 勢 至 丸 御 誕 生

淨土門念佛の元祖、圓光大師法然上人は、美作の國、久米の南條、稻岡の庄の人にて、その御父は、久米の押領使、漆の時國さいひ、御母は秦氏さいふ、初め夫婦の間に、子なきを歎き、「何卒一子を得ん」とて、同國岩間の觀音堂に、夫婦ともに、二十一日の間、參籠して祈り給ふに、その靈驗むなしからずして、秦氏懷妊の心地ありければ、

明治
44. 3. 28
内交



圓光大師勢至丸御誕生の圖

それより秦氏は、胎教の忽諸にすべからざるを思ひ、殊に酒肉その他の嗅き物を絶ちて、深く三寶に歸依して、その信心を勵まれたといふ。

然るに人皇七十五代、崇徳院天皇の御宇、長承二年の四月七日、午の正中に至り、御母秦氏は、聊も惱むことなくして、玉の如き男子を安産し給ひたるに、此の時、不思議にも、館の内、家の西に、幹兩俣にして梢しげき、大きな棕の木ありけるが、何處ともなく、白幡二流、飛び來りて、その梢に懸れり、而もその幡に附ける鈴は、天空に響き、

又その幡の文彩は、太陽に耀いて、うるはしく、七日を経る後に至り、遂に天に昇り去つたといふ、之を見るもの聞くもの、實に不思議の思ひを爲し、是れより彼の木を、兩幡の棕の木と名けらる。

此の木、年を経て遂に傾き倒れたれど、異香は常に薫じ、奇瑞たゆること無き故に、人之を崇めて寺を建つ、之を誕生寺といふ、又その幡の瑞相に就ては、昔し人皇十六代、應神天皇、筑前の國、粕屋の郡、宇彌の宮に於て、御誕生の際は、八の幡天降る、今大師の御誕生に於ても、二幡

の奇瑞あり、是れみな聖人誕生の瑞相なり。

第二 勢至丸幼時の行狀

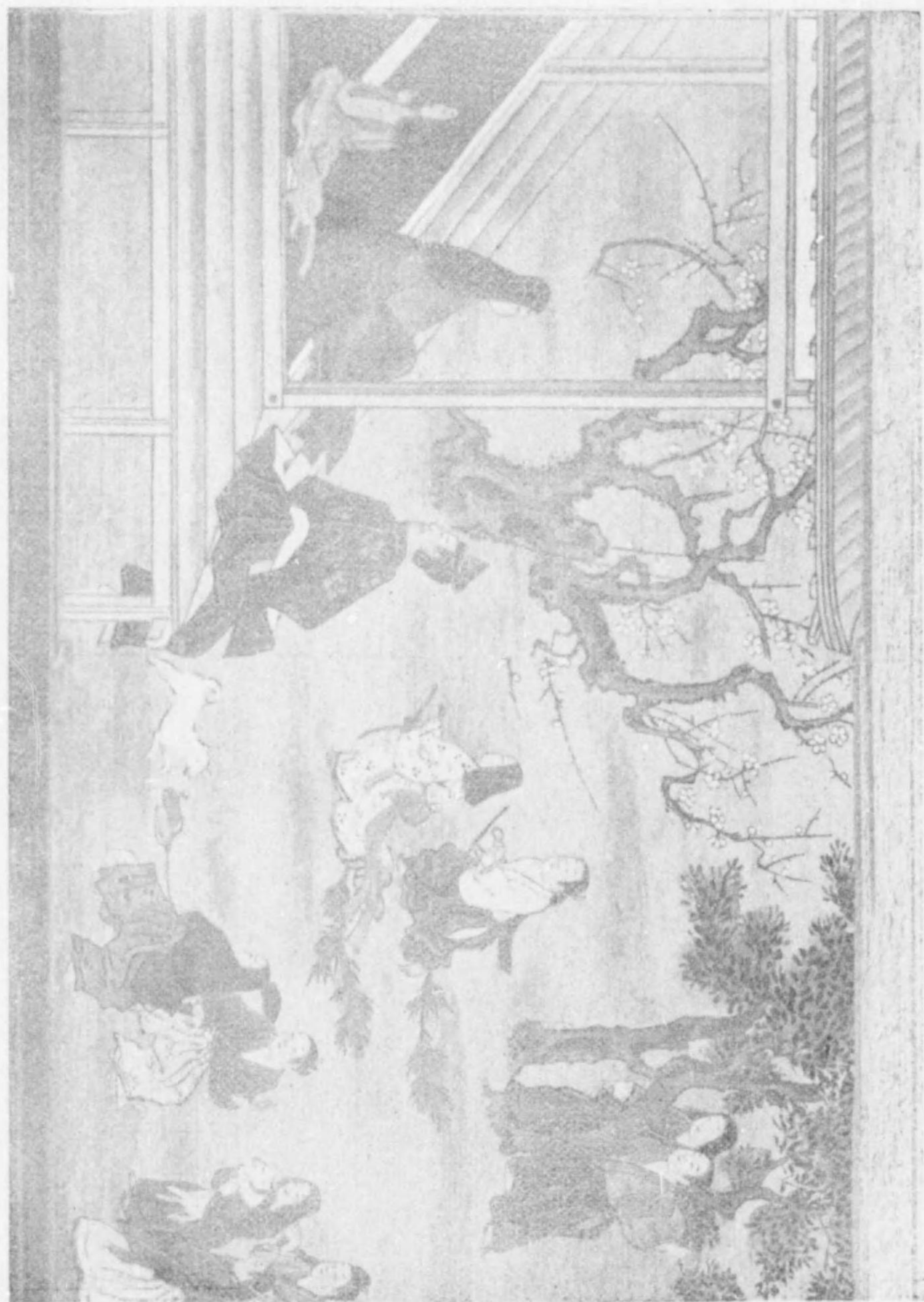
漆家の家庭は、素より圓滿にして、何に一つ缺けたることもなければ、唯夫婦の間に、子なきことののみが缺陷にて、常に憂へさせられたるに、信心の家には、神佛の感應も空からずして、玉の如きの男子を産み、母の日經も克くして、無事に生長することゝて、時國夫婦の悦びは言ふまでもなく、その館の賑合ひは以前に十倍し、乳母や下妹は常に付き添ひ「蝶々花よ」と愛せらるゝ有様は、

實に御家繁昌の粧ひこ、いふの外はないのである。

そこでその小兒の惻發にして、智慧つきの早きが爲めに、阿彌陀如來の脇士、觀音勢至の二菩薩は、智慧と慈悲とを司り給ふ御受持なるに、「此の小兒の智慧は、全く大智勢至の智慧に配すべきか」との意より、遂にその御名を勢至丸とは名けたり、然るに此の兒童、次第に成長するに隨ひ、音にその智慧の優れたるのみならず、その行狀も亦、大に他の兒童と異なる所あり、他の兒童の徒ら盛りこも、いはるゝ頃より、同じ竹馬に答を揚ぐるにも、そ

の性質かしこくして、恰も成人の如く、而も動もすれば、常に西の壁に向ひて、合掌して座する仕癖の、自然に備りたるは、實に不思議といふの外はない。

勿論古へに在りて、支那の天台山に、住み給ひたる智者大師と申す御方も、御幼少の時に在りては、同く西の壁に向ひ居る癖の、ありしと傳へ聞けば、此の勢至丸の御行状も、自然にそれに似合ひ給へるは、全く衆生濟度の爲めに、此の娑婆世界へ、御出現あそばす佛菩薩の御再来に、おはする所以であらう、されど亦「賢を見て齊し



大 師 幼 少 の 圖

からんことを想へば、是れ賢なり」といふことを知れ。

第三 定明の夜襲

既に漆氏の家庭は、甚と睦き御夫婦の間に、芽出たき一子を挙げさせられて、實に暖き春の花盛りなる庭の氣色にも、似たらんと思ふ折柄、魔風一陣、忽ち戦ひの巷は成りぬ、抑く漆の時國は、人皇五十四代、仁明天皇の後胤にて、系圖正き門閥家である、然るにその土地の地方宦、預所と申す地頭職に、明石源内武者定明といふものあり、頗る權威を振ひたれども、時國も亦自家の門閥に、

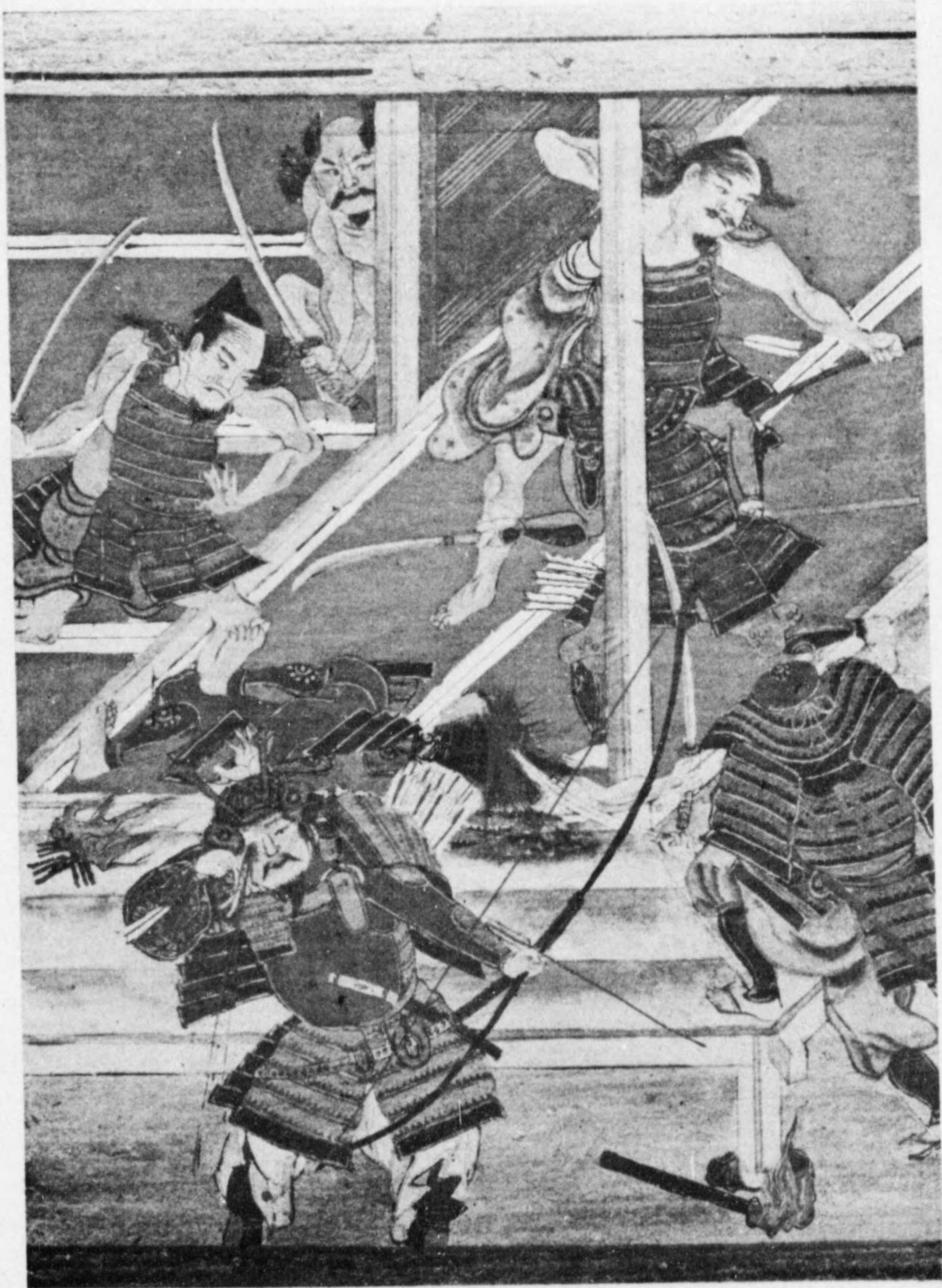


圖 の 襲 夜 明 定

聊か誇る意ありて、定明の指揮に随はぬ所より、定明は深く之を遺恨に思ひ、保延七年の春、或夜の事なりしに、數多の一族郎黨を率ゐて、時國が館に切り入り、互に戦ひを、爲すことゝは成つたのである。

此のとき勢至丸は、尙だ九歳の幼兒なれば、初は逃げ隠れて、物の隙より見給ふに、敵の大將定時は、庭上に立ちて士卒を指揮する様子なれば「是れこそ當の敵、已逃さじ」と豫て平生に手慣れたる小弓を執つて、之を射たるに、その矢は誤たず、定明が眉間に當れば、流石の定明

も、その場に動と倒れ、自ら思ふに「最早この疵かくし覆ふべからざれば、假令事は仕遂ぐるも、本の位地を持つべき身の上にあらず」と疾くも其場を引揚げ何處へか出奔して、その身を隠したのである、それよりみなくこの勢至丸の膽勇を稱して「小矢兒の君」と呼びなしたこある、されど彼の暖かき家庭の内に、忽ち此の怖るべき慘狀を現したるは、抑々何故ぞ、是れ時國が自家の門閥に誇る内魔と、彼の定明が之を遺恨に思ふ外魔と、相待つて此の慘狀と變じたるは、實に怖るべきことであ

る。

第四 父時國の御遺言

さて勢至丸の御父、時國は、前夜の戦ひに、自家の一族、みな必死の防禦は盡されたることなるが、何分にも不意の事にて、自身にも深き疵を被りて、みな致命の重傷なる故に、遂に命終に赴かんとするとき、その最愛なる九歳の小兒、勢至丸を、我枕邊に呼び寄せ、懇々たる叮囑は、實に「鳥の將に死ふんとする其鳴く悲し、人の死なんとすその言や善し」といふ如く、最も結構なる御遺言を

せられたのである。

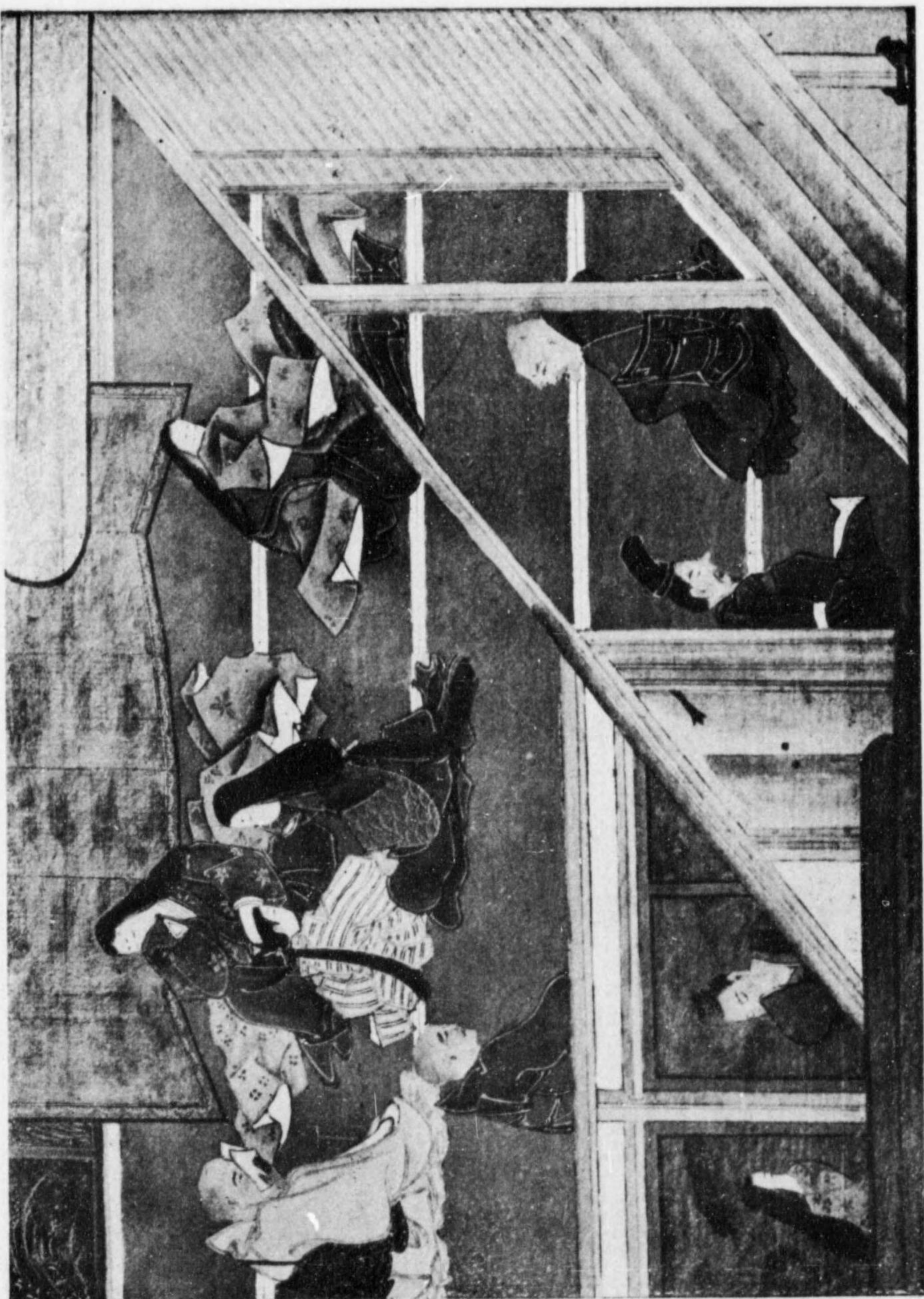
その御遺言に「汝更に父の仇を思ひ、敵を恨むることなかれ、是れ偏に前世の宿業なり、若し遺恨を結ばず、その仇世々にも盡き難かるべし、疾く俗を逃れ家を出て、我菩提を弔ひ、自らの解脱を求むるには如かず」と懇に遺言し給ひ、それより端座合掌して、西に向ひ佛を念じ、眠るが如くにして、息は絶え給ひたごある。

さて此の御遺言こそ、實に萬世の金言、將來に永く一切衆生を救ふべき源泉にてあれ、それは何故といふに、我

大師法然上人の御發心、實に此處が本である、若しも父君の御遺言が「我は全く彼の定明の爲めに死するぞ、此の仇を忘れては成らぬ、必ず復讐せよ」といはれたてゐるならば、如何に大師は、勢至菩薩の御再來で在つても、此の娑婆世界に在つては、父子の情誼として、何うしても復讐せねば成るまい、若しさう成つたなら、一宗の開祖どころか、普通の武士で、お仕舞に成るより外に仕方はない、然るに父上の御遺言が、如何にも三世に通じたる御覺悟の上より、御遺言なる爲めに、全く死地に在つ



御父時國卿御遺言の圖



て活地を開いたるものと、いふことがいへるであらう。

第五 出家の爲めに母君に別る

美作の國に菩提寺といふ山寺あり、此の寺の住職、觀覺得業は、母秦氏の弟にて、勢至丸には叔父なるうへ、父の遺言に隨ひ、先づ彼の菩提寺に入りて、出家に成るべき教育を受けられたるに、その性質鋭敏にして、記憶力も理解力も、衆人に勝れて、一を聞て十を悟る、此に於て觀覺得業は「此の童はいかにも只人にあらず、之を徒に邊

鄙の塵に混ぜしむるは、惜き事なり」さて、勢至丸にも、その旨を申聞け、都に送るべき準備をしたるに、勢至丸も亦之を喜び、勉強をぞせられける。

然るに歲月は流るゝが如く、勢至丸既に十五歳に成りければ、觀覺得業は、勢至丸を伴ひて、母の所に行き、その次第を告ぐるに、母は亡夫の形見として、杖も柱も只一人の愛子なれば、成るべく程近き所に、置きたき心のみなれば、容易に承諾の語もなりけるに、勢至丸は、母を慰め諭していはるゝやう「既に父上の御遺言に

も、善き出家に成りて、後生の菩提を弔へこの仰せ、殊に此の世の無常といふことも、深く心に感したる上は、浮世の榮華は素より厭ふべきことなれば、何時までも母上の御側近くに、居りたきは山々なれども、今は出家得度か、眞實の報恩を成ることなれば、一旦の別れを悲み、永の悲みを、遺しては成りませぬ」詞を盡して申上げれば、母君も今は、その道理に折れて、承諾し給ひたことある、されど可愛、情けの遣る方なさは、遂に勢至丸の緑の黒髪を潤して、別れを告げ給ひたのである、その時



の歌に、

かたみこて、はかなきおやの、こゝめてし

このわかれさへ、またいかにせん

第六 路次に忠通公に遇ふ

さて勢至丸は、母上にも別れを告げ、總ての準備を整へ
たる上、觀覺得業より、叡山東塔南谷、持實房源光に宛
たる書狀を添へて、送りの僧を附けられ、彌々戀しき母
上を跡に遺して、美作の國を立ち出て、道路遙々歩みを
運び、遂に人皇は七十六代、近衛天皇の御宇、久安三年

の歌に、

かたみこて、はかなきおやの、こゝめてし
このわかれさへ、またいかにせん

第六 路次に忠通公に遇ふ

さて勢至丸は、母上にも別れを告げ、總ての準備を整へ
たる上、觀覺得業より、叡山東塔南谷、持寶房源光に宛
たる書狀を添へて、送りの僧を附けられ、彌々戀しき母
上を跡に遺して、美作の國を立ち出て、道路遙々歩みを
運び、遂に人皇は七十六代、近衛天皇の御宇、久安三年



の春、二月十三日、京都路に上り、鳥羽の造り道といふ處に、通り懸りしとき、前の攝政關白、藤原の忠通公、法性寺殿と申す御方の御出に、参り合ひ奉りければ、勢至丸は馬より下りて、道の傍邊に扣へ居りしに、忠道公は、御車を留めさせられて「何處の人ぞ」とお尋ねありければ、送りの僧は、勢至丸の後に扣へて、事の由を申上たるに、忠道公は慇懃に、御禮儀ありて、過ぎさせ給ふ。此に於て供奉の人々は、みな何れも之を見て、存外の思ひを爲し、御歸館の後、「彼れは如何なる者ぞ」を御尋ね

申上たるに、忠道公の仰せには「今日路次に遇ふ所の小童は、眼より光りを放つたのである、如何にも只者にあらざることを思ひ、唯禮を爲して過ぎたるのみ」こ宣ひたる故に、之れを見聞したる人々は、みな不思議の思ひを爲したのである、是れ將來に、その御子息、月の輪の兼實公が、宗祖大師へ、無二の歸依者と成らせられたも、畢竟この御物語が、傳へて自然に御耳の底に、留めさせられける故にやあらん、因縁の引く所といふものは、實に不思議なものである、古に「善必ず先づ之を知る、不

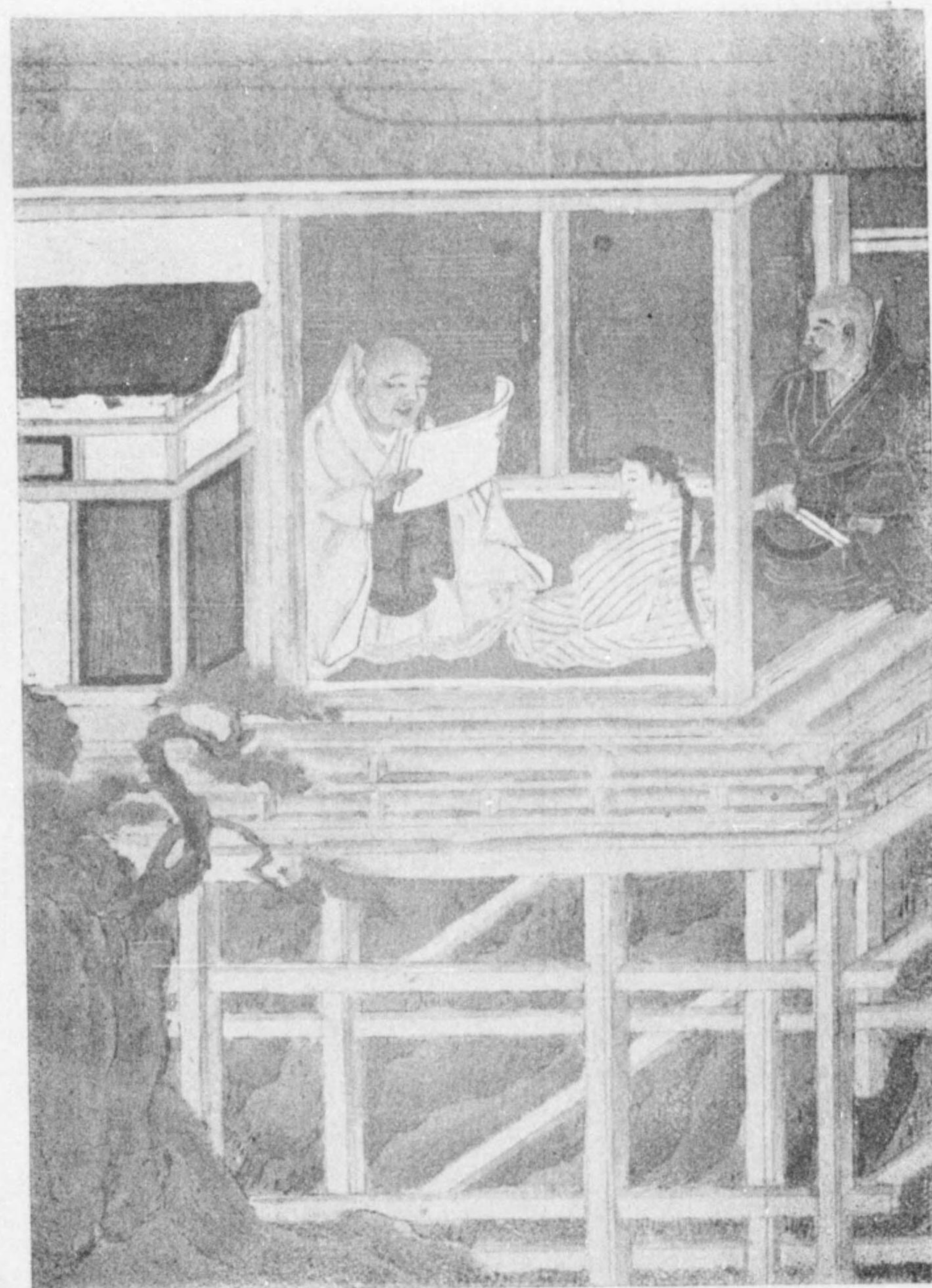


圖ふ玉き行な路山の叡北丸至勢

善必ず先づ之を知る」こいふことを傳へて居るが、今大
師が、出家登山の行く先きに、月の輪どの、御父、忠通
公の御眼に留まつて、禮儀を受け給ふ、是れ亦一の前兆
か。

第七 持寶房の室に入る

勢至丸は、いよく京都の旅館に着きたる後、まづ觀覺
得業が書狀を、叡山の持寶房に遣はしたるに、持寶房源
光は、先づ觀覺が書狀を受け取り、之を披き見るに、そ
の文中に「進上文珠の像一體」こいふことが、書いてある



持寶房に初對面の圖

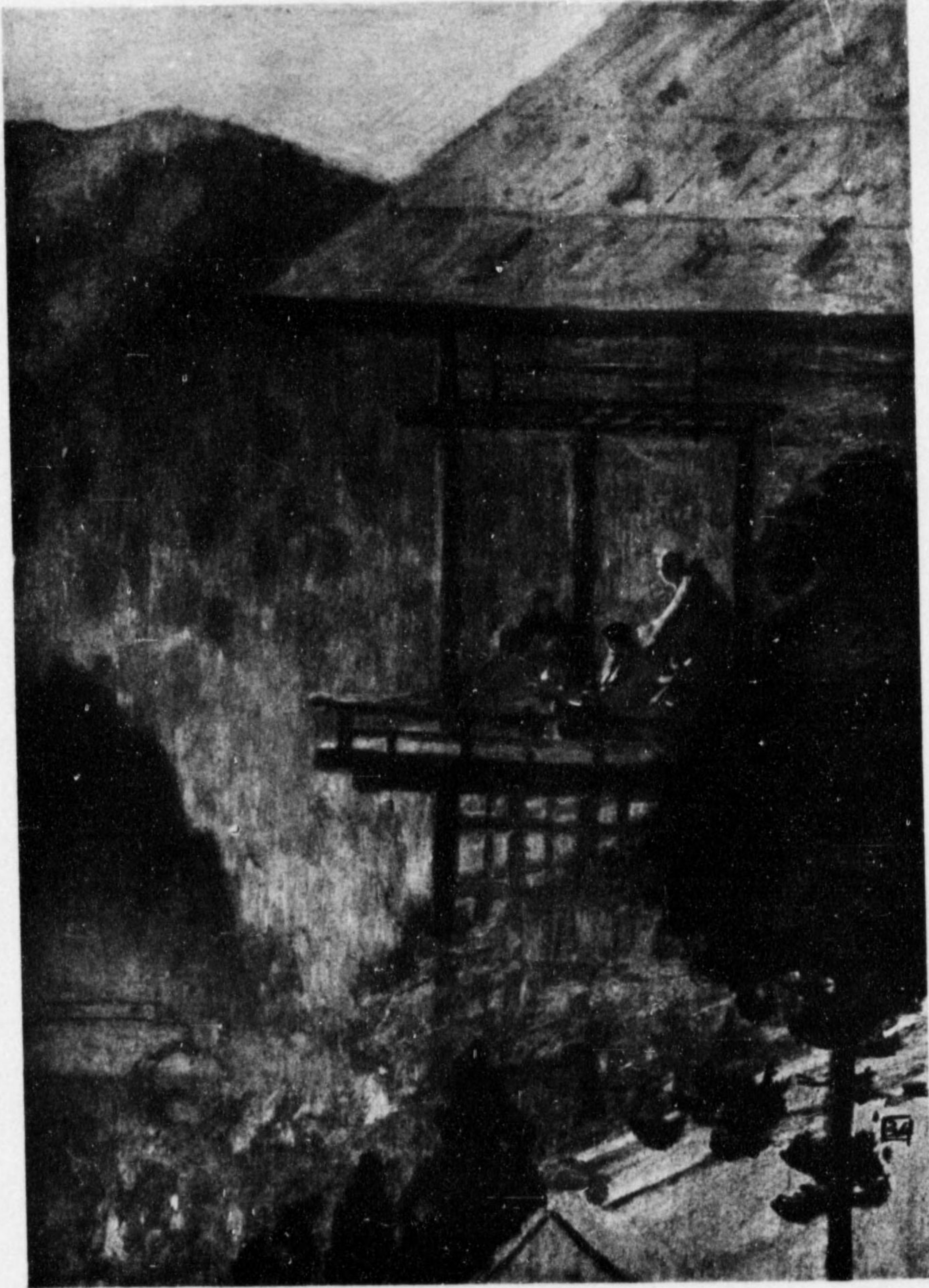
ゆへに、その使者に對して、「文珠の像を持參せしや」と尋ねたるに、使者は之に答へて「只小童のみ上京せる由」を申ければ、源光は早くも、その小童の聰明なることを知り、「早速その小童を、迎へ來れよ」として使を遣はされければ、勢至丸は、その使と送りの僧と諸共に、同月十五日、比叡の山に登り、持寶房源光の室にぞ、入られける。此に於て持寶房源光は、勢至丸を引いて對面し、その容貌の凡ならざるを見て大に悦び、先づ試みに「天台四教義」と申す書籍を、授けて讀ましむるに、勢至丸は有り

難く之を受け取り、別室にて一讀の後、處々不審の所に籤を附け、之を持寶房源光に糺すに、その糺し問ふ所は、みな天台宗に於て、古へよりの學者達り、論議する所の難關の要點である、是を以て持寶房も大に驚き「是れ此の童子は只人にあらず、少年にして、その學解は既に老成者に超えたり」として讚嘆せられたとある、此に於て持寶房源光は、「斯る神童は、我許に於て教育すべき器にあらず、想ふに我は是れ魯鈍の淺才なり、疾く碩學に附けて、天台の奥義を究めしめん」として遂に久安三年四月八

日、その當時叡山にて、第一流の學匠、功德院肥後の阿闍梨皇圓の許に、此の兒童を召連れ行きて、遂に皇圓阿闍梨の弟子と爲さしめたのである、皇圓阿闍梨も亦、此の勢至丸の聰明を聞て、大に悦び、その入室を許されたのである。

第八 皇圓阿闍梨の許に剃髮す

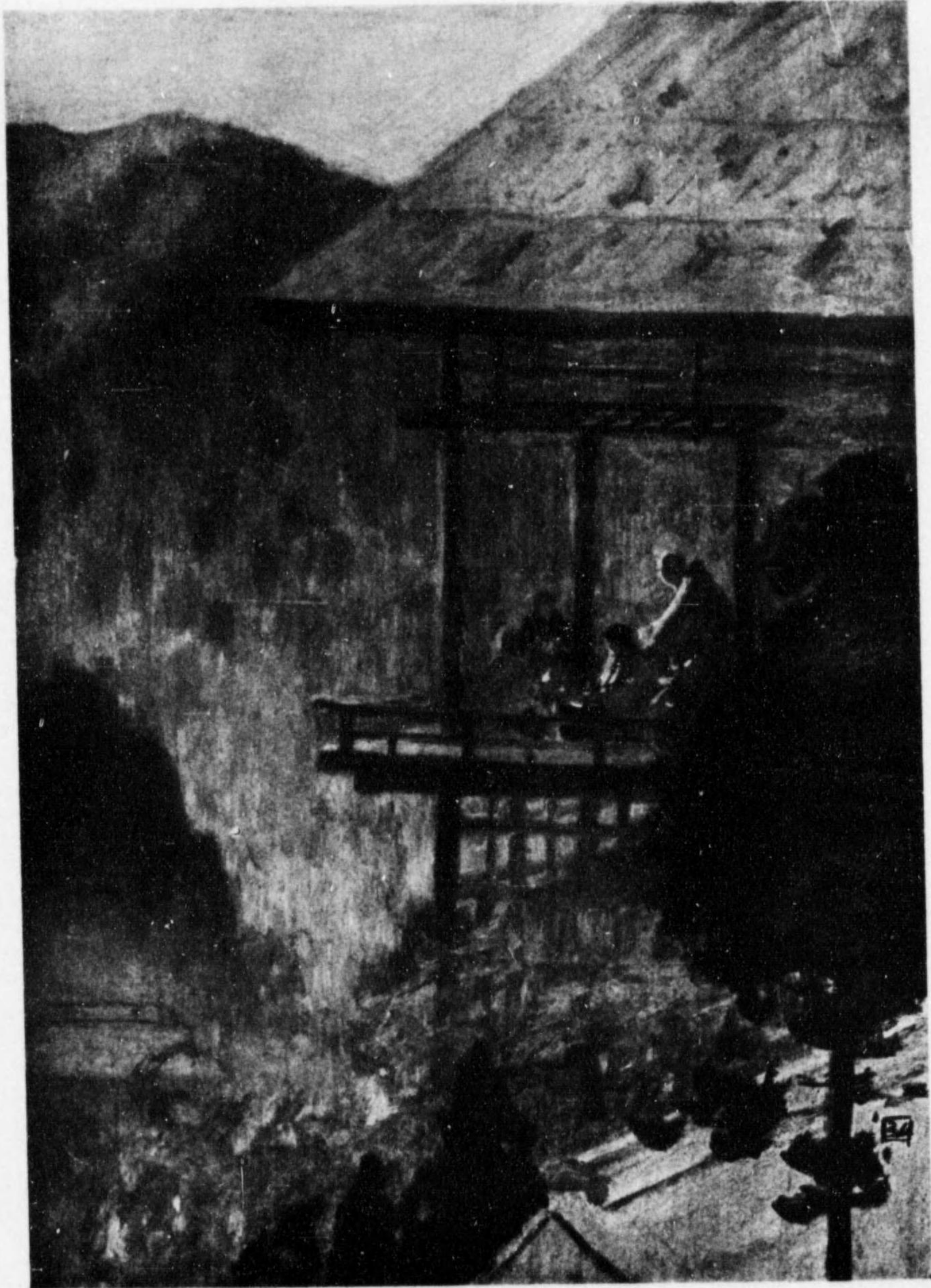
さて勢至丸は、十五歳の春、二月の十五日より、四月の八日までは、持寶房に居り、四月の八日より持寶房の推薦に依り、功德院に住居を爲すことゝは成つたのである、



日、その當時叡山にて、第一流の學匠、功德院肥後の阿闍梨皇圓の許に、此の兒童を召連れ行きて、遂に皇圓阿闍梨の弟子と爲さしめたのである、皇圓阿闍梨も亦、此の勢至丸の聰明を聞いて、大に悦び、その入室を許されたのである。

第八 皇圓阿闍梨の許に剃髮す

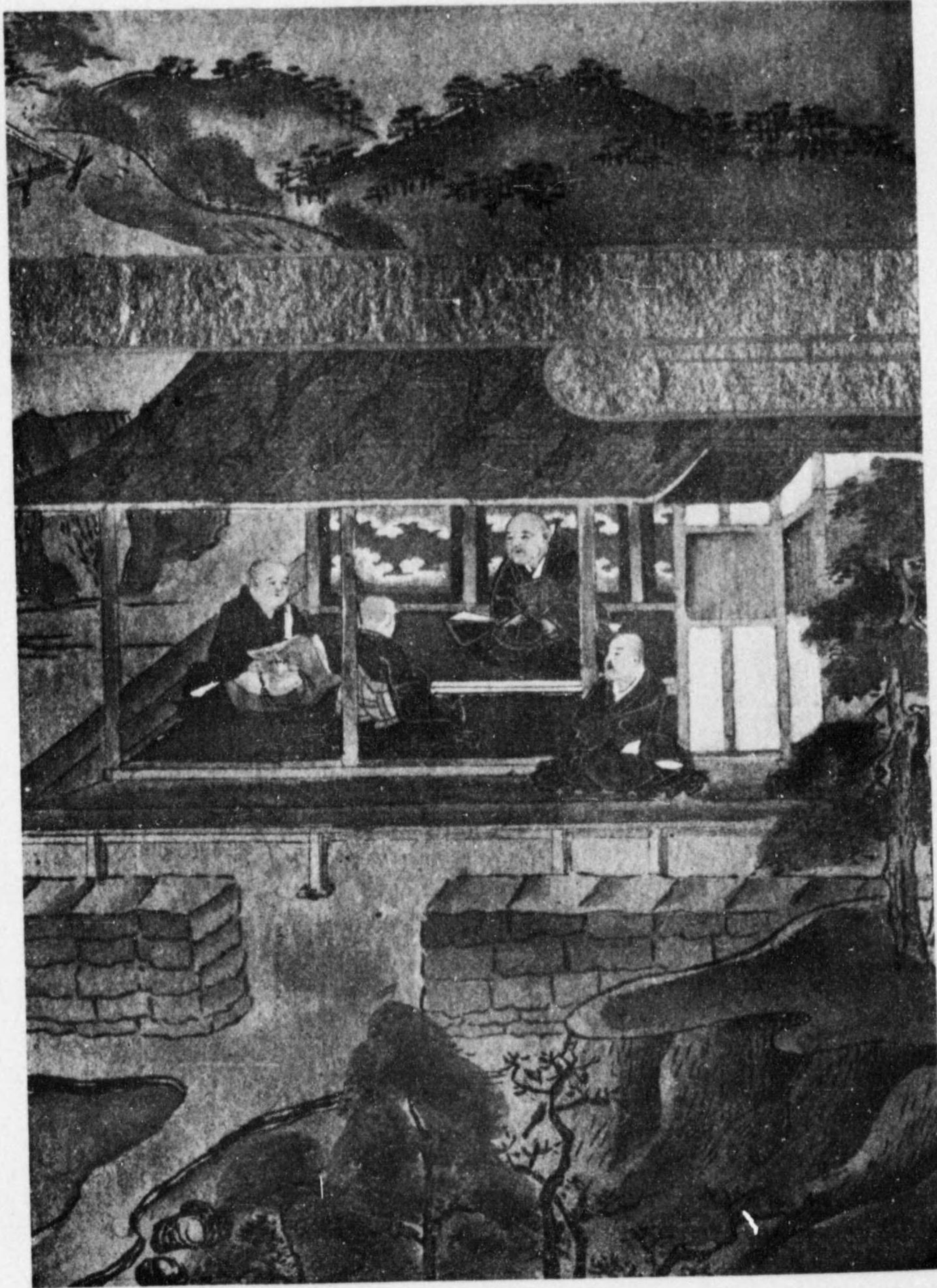
さて勢至丸は、十五歳の春、二月の十五日より、四月の八日までは、持寶房に居り、四月の八日より持寶房の推薦に依り、功德院に住居を爲すことゝは成つたのである、



そこで皇圓阿闍梨も、勢至丸は、音に聰明といふばかりでない、出家の器なることを認めて、彌々同年十一月八日に至り、嚴重に得度の式を行ひ、緑の黒髪を剃り落し、法衣を着せしむる事は成つた、それより直に叡山の戒壇院に於て、大乘菩薩戒を受け給ひ、全く出家の御本意を、遂げさせられたのである。

此に於て勢至丸は、素より名利の爲めの出家にあらざれば、別段に學問をして、世に智者學者と、推賞せらるゝことを、御好みに成る思召などは、更になく、唯父上の御

遺言のみが、耳の底に留り、暫時も忘るゝ事の出来ぬ、
全く孝心の爲めの御出家の事にて、唯偏に心に浮び給ふ
事は、「父上御菩提の御爲め」といふ事のみである、それ
故に翌年、十六歳の春もなりしかば、恩師皇圓阿闍梨
に向ひ「さて御蔭を以て、出家の本意も、遂させて頂き
たる上は、別に世に望みある身にもあらねば、豫ての宿
願、今より隠遁の身ご成り、實地の修行を以て、父上の
御菩提を、専務に勤めたし」と願ひ出でたるに、師の仰
せには、「假令隠遁の志ありとも、まづ天台の三大部六十



鼎谷に御隠遁の圖

卷を讀みて後に、その望みを遂ぐべし」を教へられける故に、「仰せの趣は、實に御道理、我本閑居を願ふは、永く名利の望みを止めて、靜に佛道を修行せんが爲めなり」にて、それより功德院の別室に於て、夜に日を繼いで御勉強、三箇年を経て、三大部六十卷を、究め盡されたのである。

第九 黒谷へ御隠遁

然るにその學解の鋭敏なること、全く師の教へに越へたる故に、皇圓阿闍梨は、いよく感歎して、折々、大師に



圖ふ玉び學を卷十六部大三

向ひ「汝は學道を勤め、大業を遂げて、天台の棟梁に成り給へ」と勧められけれども、尙是れ名利の學業なることを厭ひ給ひて、更に承諾の詞もなく、遂に師席を辭して、久安六年の九月十二日、生年十八歳にして、西塔黒谷の慈眼房叡空上人の御庵室に、参つたのである。

その時、大師は叡空上人に對して「幼年の昔より成人の今に至るまで、父の遺言忘れ難くして、鎮に隱遁の志ふかき由」を述べ給ふに、叡空上人は「少年にして疾く出離の志を發す、誠に法然道理の聖なり」と隨喜して、その

房號をば法然房と名け、又その實名をば、先師源光の源の字と、叡空の空の字を採り用ひて、源空と名を授けられ、是れより以後は「法然房源空」とぞ名乗られける。既に黒谷へ御蟄居の後、偏に名利を捨て、一向に自他出離の要道を求めて「何卒末世衆生を、容易く救はんが爲めには、簡易に修し易き法門を得ん」とて一切經を閱讀して、智慧第一の譽れを得給ひたれども、未だ末世凡夫を、容易く救ふべき道の發見し難きより、あらゆる諸宗の學者を、尋ねて質問したれども、學解に於ては皆

何れも「及び難し」と讃嘆するのみにて、出離の道には何等の功能もなく、唯嘆きながら、更に繰り返し一切經を見給ふことは、既に五返にまで、及び給ひたれども、遂にその甲斐もなく、十八歳の秋の頃より四十三歳の春まで、殆ど二十六年の間といふものは、唯この事にのみ御苦辛遊ばされたといふも、皆偏に末世衆生の爲なり。

第十 御開宗

既に大師は釋迦牟尼佛、御一代の教門に就て、つらく考へ見給ふに、是れも難く彼れも難し、然るに叡山横川



浄土宗御開宗の圖

何れも「及び難し」と讃嘆するのみにて、出離の道には何等の功能もなく、唯嘆きながら、更に繰り返し一切經を見給ふことは、既に五返にまで、及び給ひたれども、遂にその甲斐もなく、十八歳の秋の頃より四十三歳の春まで、殆ど二十六年の間さいふものは、唯この事にのみ御苦辛遊ばされたさいふも、皆偏に末世衆生の爲なり。

第十 御開宗

既に大師は釋迦牟尼佛、御一代の教門に就て、つらく考へ見給ふに、是れも難く彼れも難し、然るに叡山横川



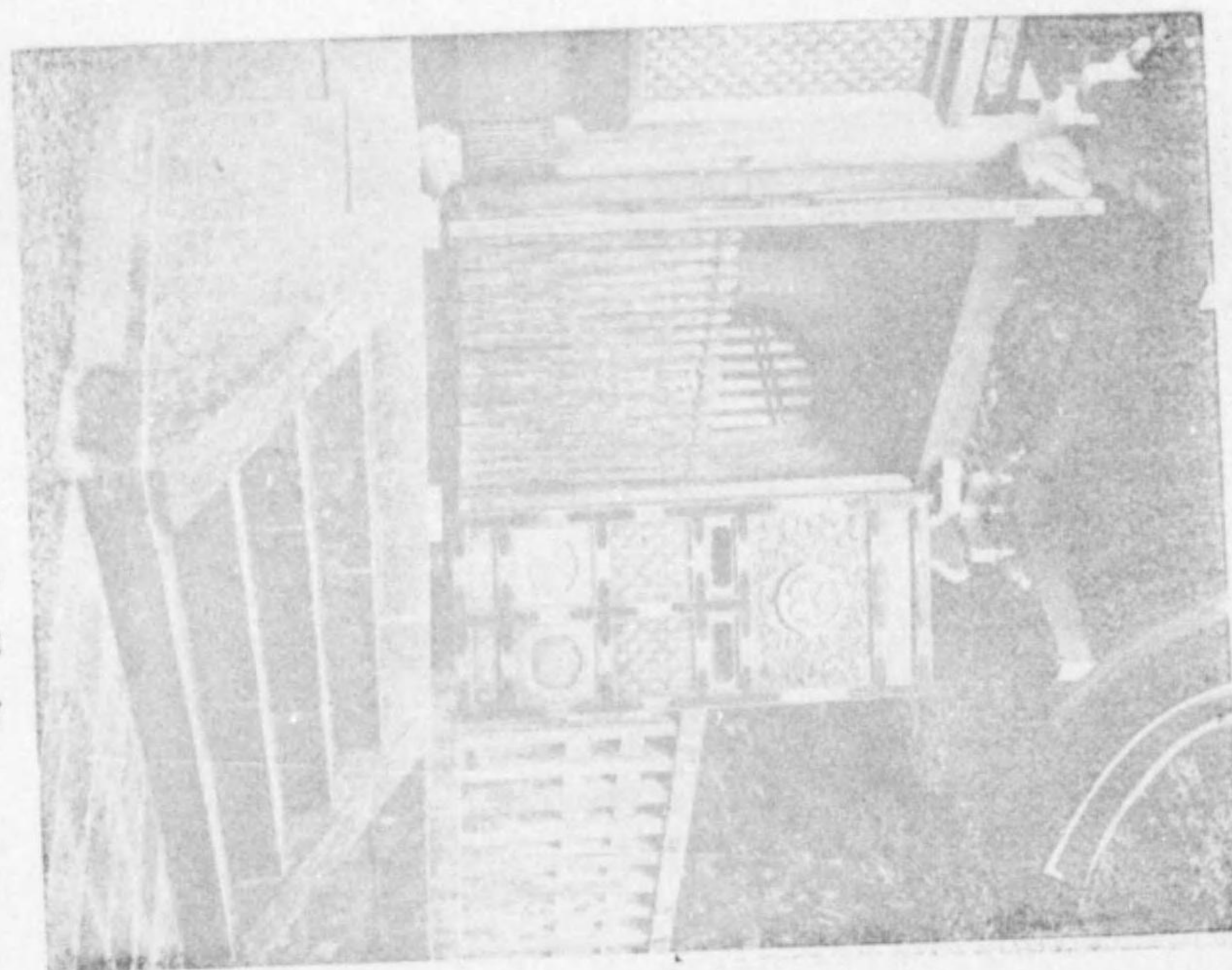
浄土宗御開宗の圖

の先徳、惠心僧都の「往生要集」いふは、末世衆生の爲めに、専ら念佛の行を勧め給ふ所の御書物にして、その根據とする所を尋ねれば、偏に唐の善導和尚の釋義を、指南として述べられたる所のものにて、何もなく一道の光明に、導かるゝの思ひあり、此に於て善導の釋義、觀經の疏を申すは、既に一切經を見るに同時に、五遍までは見たる御書物なれども、又更に念を入れて、此の御書物を、三遍御覽に成るに、前後併せて八遍目のとき、その觀經の疏の中に於て、散善義といふ所に於て「一心專



善導の御書物を觀る

念彌陀名號、乃至、順彼佛願故、こいふ、有り難き御文に
 御心附の後、此の御文の旨意にてこそ、如何に末世下根
 の凡夫にもせよ、彌陀の名號を稱せば、彼の佛の願に乗
 じて、慥に往生を得べき道理を思ひ定め、之に依つて承
 安五年の春、生年四十三のとき、立所に餘行を捨て、一
 向に念佛の一行に、歸し給ひたのである。
 既に一向專修の身と成り給ひにしかば、衆生濟度の爲め
 にして、比叡山の黒谷を出て、西山の廣谷こいふ處に、
 居を占め給ひたれども、又幾程もなく、東山吉水の邊り

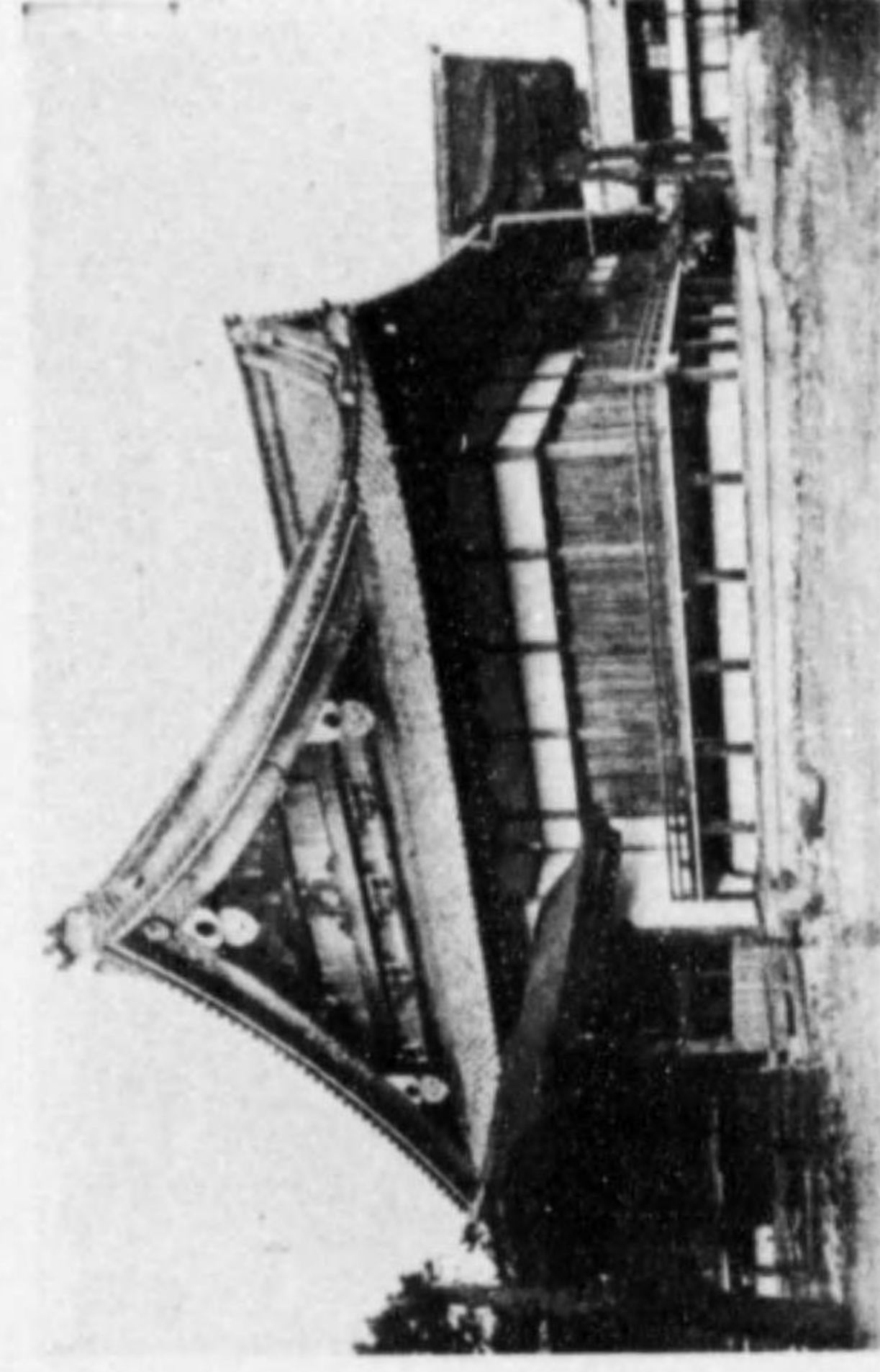
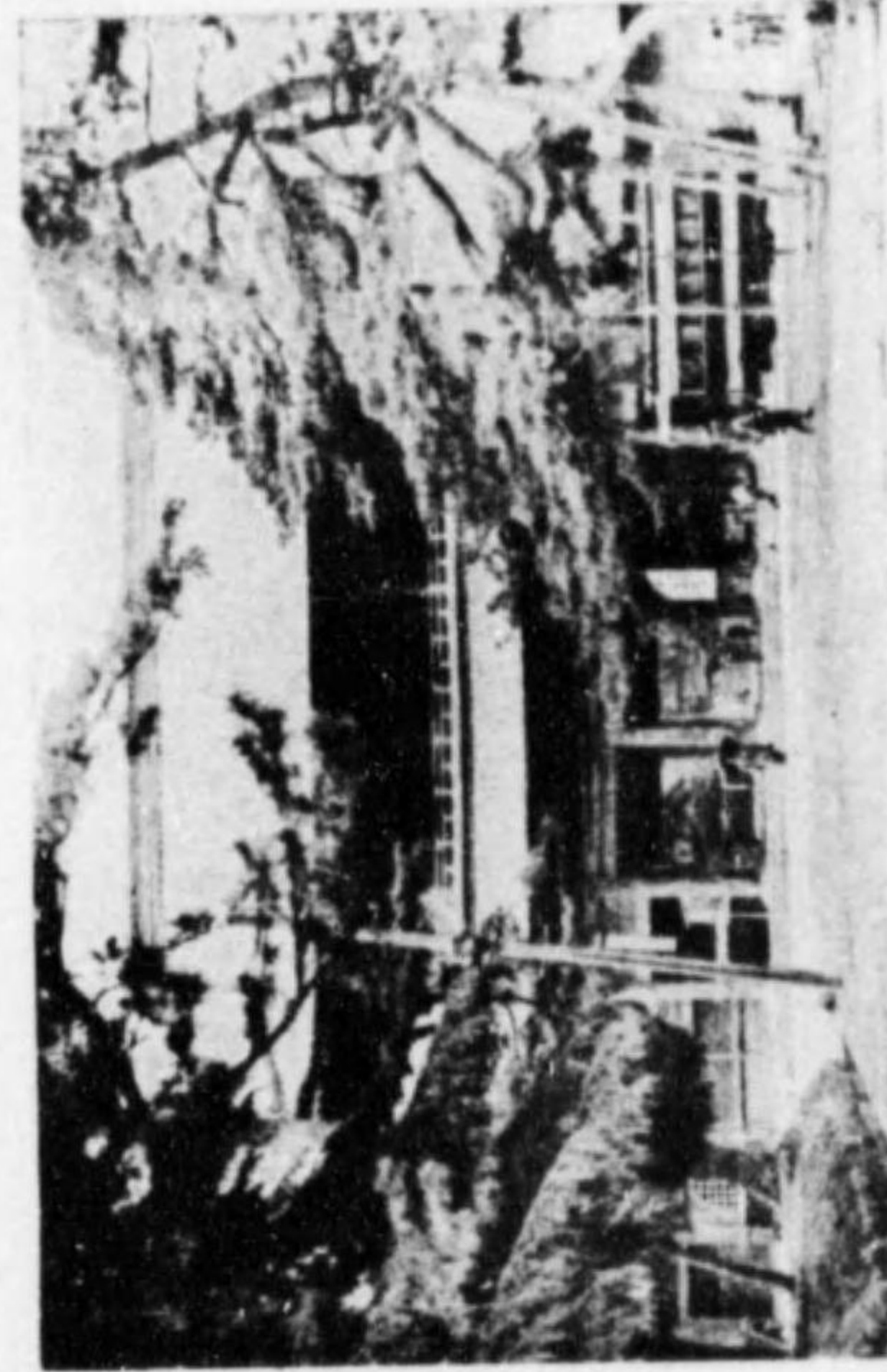


殿内廟木院恩知

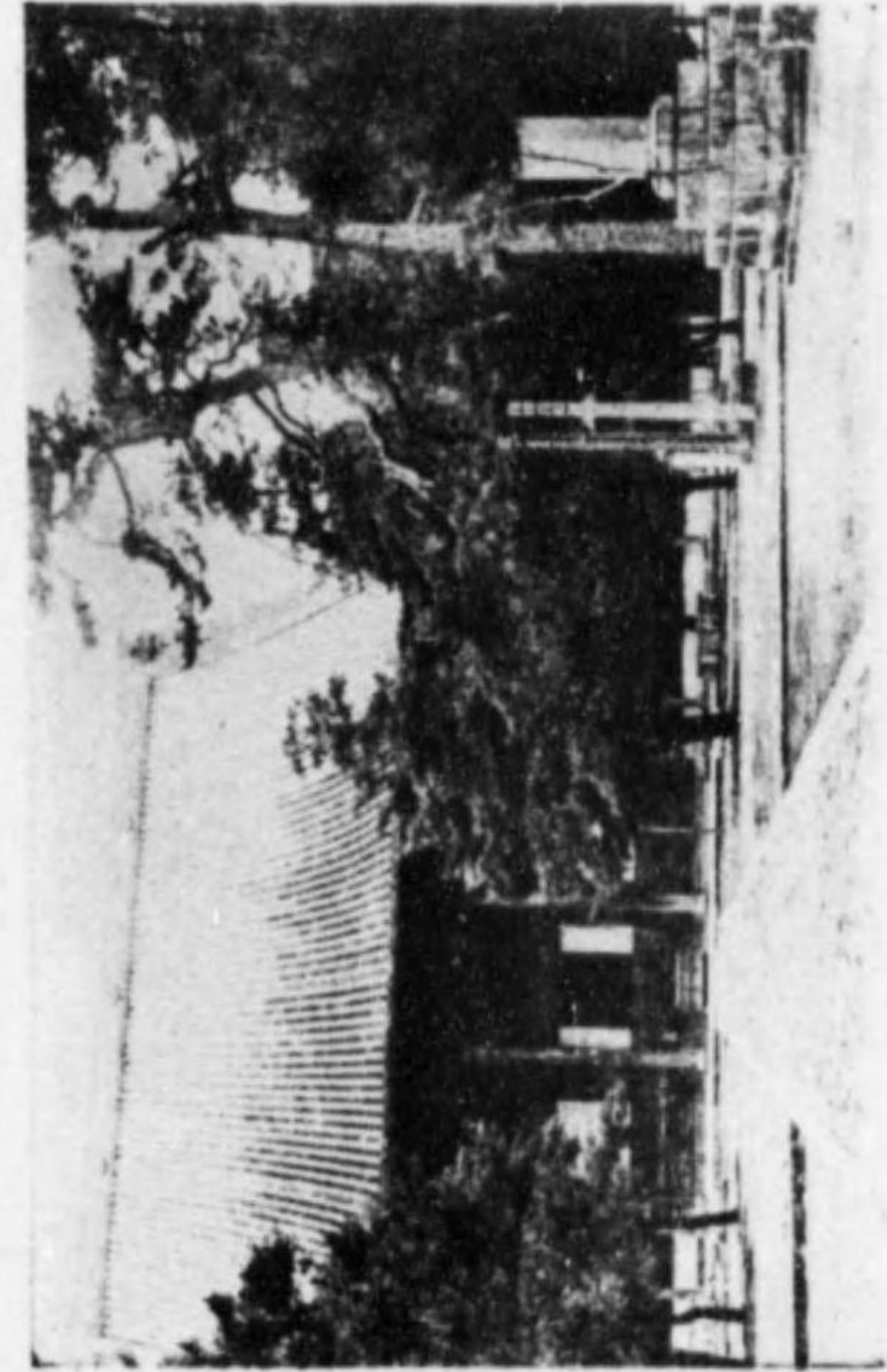
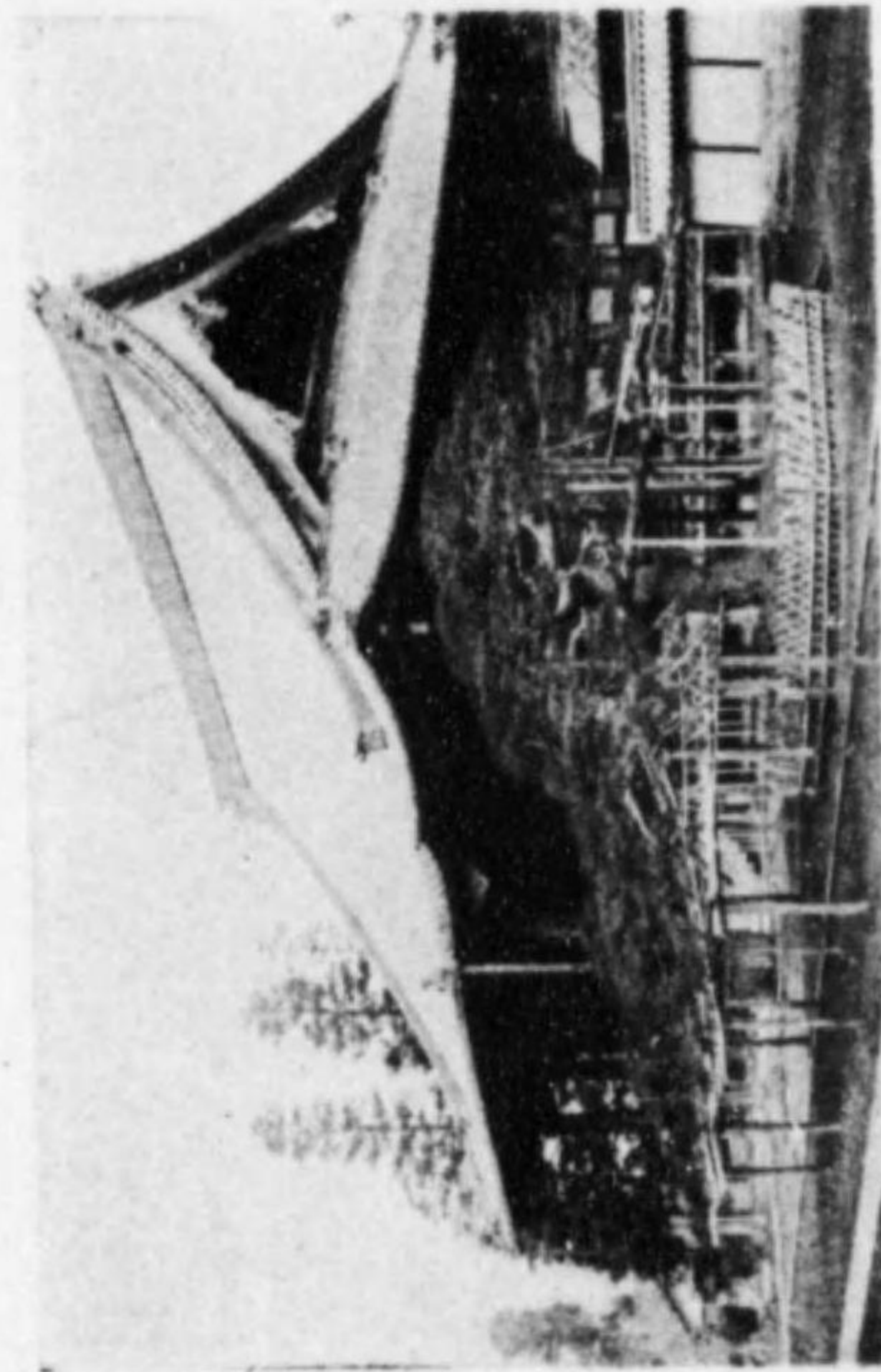


門三院恩知

に、靜なる土地ありければ、彼の廣谷の庵を、此處に移して住み給ひて、尋ね到る者あれば、淨土の法を述べ、念佛の行を勧めらる、それ故に、化導は日に隨ひて盛り、念佛に歸するものは雲霞の如く、盛に趣いたのである、その後、又賀茂の河原屋、小松殿、勝尾寺、大谷など、その居は改るこいへども、勸化怠るここなく、遂にその譽れは一朝に満ち、その利益は四海に普く、是れ畢竟、彌陀の一教は、吾々に縁ふかく、念佛の勝行は、末法に相應する故なるべし、殊に大谷は、大師御往生の地



三 淨 土 宗 淨 土 寺 院



新 百 萬 遍 知 寺 明 光 金 谷 戒 寺

にして、今の智恩院御影堂は、即ちその跡なり、されど
大師の御遺跡は「諸刻に遍満すべし」と仰せられたるこ
こなれば、念佛の聲する處は、悉く大師圓光の照らさせ
給ふ所とは、成つたのである、その偉大なる圓光の本は、
此の發祥に依つて知れ、

おほつかな誰かいひけん、こまつとは

雲をさゝふる、たかまつの枝

* * * * *

明治四拾四年三月二十六日印刷
明治四拾四年三月廿三日發行

著 作 權 所 有

發 兌 元

編輯者	東京市麹町區平河町五丁目五番地 金尾種次郎
發行者	東京市淺草區北松山町菊屋橋際 村松金八
發賣者	大阪市東區北濱邊町八拾九番屋敷 杉本
印刷者	東京市麹町區有樂町三丁目一番地 中村政雄
印刷所	右 報同文社

金尾文淵堂發兌圖書一覽

井上哲次郎	日本倫理彙編	十冊	金拾五圓
蟹江義九	里	新刊	金貳圓五拾錢
河東碧梧桐	信三	新刊	金貳圓五拾錢
與謝野晶子	春泥	新刊	金壹圓
二葉亭四迷	浮	新刊	金壹圓貳拾錢
正岡子規	規短冊集	新刊	金壹圓
兒玉花外	東京印象記	新刊	金七拾錢
中澤弘光	畿内見物	京都卷	各壹圓五拾錢
有明、淺井、品子	柳公權金剛經	新刊	金五圓
月郊、淺井、共著	海	再版	金壹圓貳拾錢
敦厚	愚禿親鸞	再版	金壹圓貳拾錢
須藤光暉	空	再版	金壹圓貳拾錢
須藤光暉	孔子之聖訓	四版	金八拾錢
二條基弘	基督教聖典	新刊	金壹圓
東久世通禧	基督教聖典	新刊	金壹圓
赤司繁太郎	基督教聖典	新刊	金壹圓
佐野天聲	基督教聖典	新刊	金壹圓
トリストイ	簡易聖書	再版	金六拾五錢
木下尚江	法然之親鸞	新刊	金六拾錢
京都大學內雜藝	文(日)	金貳拾錢	稅一錢半

265

740

圓光大師七百年御遠忌紀念出版

伏圓知淨西增教
見光恩土山上祖
院大增宗派寺記傳
後師上管管法叢
伏眞當長主書
見蹟三山勝堀須
院選寺下尾尾藤
二擇秘現相貫藤
條本藏有善務光
院願行師師師輝
御念狀師師師
宸佛畫題題題
翰集圖辭辭辭著

美前
本の

法然上人

佛界
空教

御宸全編入
假名用交張軸
文字六葉三繪油
入付名六葉八版色
極入字文金翰宸御
彩色頭卷○葉六用交張軸
鳥色國頭卷○葉八版色三繪油
子實國頭卷○葉八版色三繪油
紙寶國頭卷○葉八版色三繪油
結大印樣同筆親紙箋畫辭題○葉八版色三繪油
城江判大印樣同筆親紙箋畫辭題○葉八版色三繪油
素大印樣同筆親紙箋畫辭題○葉八版色三繪油
明大印樣同筆親紙箋畫辭題○葉八版色三繪油
氏大印樣同筆親紙箋畫辭題○葉八版色三繪油
圖大印樣同筆親紙箋畫辭題○葉八版色三繪油
案大印樣同筆親紙箋畫辭題○葉八版色三繪油
表大印樣同筆親紙箋畫辭題○葉八版色三繪油
裝大印樣同筆親紙箋畫辭題○葉八版色三繪油
美大印樣同筆親紙箋畫辭題○葉八版色三繪油
箱本美願裝表案圖氏明素城結紙子鳥色彩極入字文金翰宸御

上法然卷頭口繪要目
（版コロタイプ版、三色
光澤紙及舶來紙摺）

圓光大師眞蹟文書並遺寶
（龍山寺藏、國寶）

一箇條起誓文（金戒光明寺藏、國寶）
七箇條起誓文（二尊院藏、國寶）
慈覺大師御物藤原隆信筆御像（國寶）
蓮華王院御物藤原隆信筆御像（國寶）

大師徑行舊跡寫眞

美作國誕生寺○同兩幡梓○同菩提寺○同公孫樹○
觀音院○同勝院○同阿彌山○
尊山四塔松谷○同林院○同阿彌山○
同津島寺○同勝院○同阿彌山○
同門勝松谷○同林院○同阿彌山○
同三輪寺○同勝院○同阿彌山○
同清淨華嚴寺○同勝院○同阿彌山○
同淨土寺○同勝院○同阿彌山○
同月輪寺○同勝院○同阿彌山○
同寺殿生光○同勝院○同阿彌山○
同屋明華寺○同勝院○同阿彌山○
同永觀堂○同勝院○同阿彌山○
同觀音堂○同勝院○同阿彌山○
同警風寺○同勝院○同阿彌山○

諸本山什藏憲寶の逸品
（國寶）

內知恩院法然上人畫圖、土佐吉光筆
伏見院法然上人畫圖、土佐吉光筆
御宸院法然上人畫圖、土佐吉光筆
當麻院法然上人畫圖、土佐吉光筆
知恩院法然上人畫圖、土佐吉光筆
永觀堂法然上人畫圖、土佐吉光筆
萬遍院法然上人畫圖、土佐吉光筆

新行狀書圖
以上掲ぐる所は千百年の油繪八葉、中澤弘光
にみ著る天下の至寶なり。其の易に得ざるもの
は愈著る天下の至寶なり。其の易に得ざるもの
前二卷に勝るも眞實なるは教祖傳記叢書の内容外、
に遺徳なく充實したるは教祖傳記叢書の内容外、

發兌元 町總區平河町五ノ五 金尾文淵堂 藏版書目往復 呈進申書端





特45

504

圓光大師

国立国会図書館

017408-000-2

特45-504

圓光大師

中島 觀 琇 / 著

M44.3

ABF-0115

